

高鍋町特定個人情報の安全管理に関する基本方針

本方針は、高鍋町における個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の適正な取扱いを確保するために策定する。

1 特定個人情報の保護に関する考え方

高鍋町では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年高鍋町条例第26号。以下「利用条例」という。）に定められた事務において特定個人情報を取り扱う。番号法、利用条例及び高鍋町個人情報保護条例（平成29年高鍋町条例第17号。以下「保護条例」という。）では、特定個人情報の高鍋町での事務における利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、高鍋町における特定個人情報の取扱規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報を取り扱う。

2 特定個人情報の保護方針

特定個人情報を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報を適正に取り扱う。

(1) 特定個人情報の適正な取扱いに関する次の法令等を遵守する。

ア 番号法

イ 利用条例

ウ 保護条例

エ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）

オ 高鍋町情報セキュリティポリシー（平成29年6月策定）

(2) 法令等に基づき特定個人情報を保護するために次の措置を講じる。

ア 安全管理措置

特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講じる。

イ 適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止

特定個人情報は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講じる。

ウ 委託・再委託先の管理

特定個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき高鍋町自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

エ 継続的改善

特定個人情報の保護に関する管理体制及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

(3) 問い合わせ先

高鍋町総務課行政係 電話 0983-26-2003